

静岡県告示第516号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年7月10日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊東修善寺線	伊東市鎌田字川洞1287番の1から 伊東市鎌田字川洞1289番の1まで	前	10.8~18.6	261.1
			後	10.8~43.1	261.1
	池東松原線	伊東市鎌田字川洞1289番の1から 伊東市鎌田字川洞1287番の1まで	前	10.8~18.6	261.1
			後	10.8~43.1	261.1

=====

静岡県告示第517号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年7月10日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊東修善寺線	伊東市鎌田 字種落1177番の35地内	前	14.2~14.7	4.0
	池東松原線		後	14.2~27.1	4.0

=====

### 静岡県告示第518号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年7月10日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	修善寺戸田線	沼津市戸田 字中島上875番から	前	5.9~6.0	40.0
		沼津市戸田 字中島上876番の9まで	後	11.2~11.4	40.0

=====

### 静岡県告示第519号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年7月10日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	足柄停車場富士公園線	御殿場市上小林 字南田7番の27から 御殿場市上小林	前	㊤ 10.6~21.7	161.3
			後	㊤ 10.6~21.7	161.3
		字南田13番の23まで		㊤ 12.4~16.2	166.2